

## 平成 28 年度第 1 回社会福祉法人専門家会議における主な意見

### 1 地域における公益的な取組について

- ・ 地域の福祉ニーズの把握をできていない法人もいると言われるが、そうした法人は地域の福祉ニーズに気づいていないというのが実態ではないか。
- ・ ニーズに気づかない法人に対して研修など気づきを与える場の提供が必要ではないか。
- ・ 第 24 条第 2 項の取組と第 55 条の 2 に定められる「地域公益事業」との違いが分かりづらいという声が法人から上がっている。
- ・ 地域福祉のニーズをキャッチできるのは現場の職員だが、それを事業につなげる際に、本部の役割もあると思う。しかし、事業規模の小さい法人ほど本部機能が小さいため、法人単独で公益的取組を行うのは困難ということもあると思う。複数法人共同で取組を行うことがあってもよいのではないか。

### 2 会計監査人非設置法人における財務規律の向上について

- ・ 自己点検シートによって課題を発見できても、解決できない法人がいる。
- ・ 事務職員は他職種職員と違い、孤独で法人内で相談できる人がいない。
- ・ 悩みが多い事項については、FAQ にして HP に公表してはどうか。
- ・ 事務職員については、社会福祉法人会計研修はあるものの、人事労務等、会計以外の法人事務に係る研修がなく、法人事務について学ぶ場がない。
- ・ 法改正に伴い、法人本部機能の充実が必要。
- ・ 法人にわからないことがあったときに相談を受けられる体制を整備してあげるといいのではないか。都に直接相談窓口を設置する、又は他団体に委託して相談窓口を設置するなど、やり方はいろいろあるので検討してはどうか。

### 3 社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用について

- ・ 分析にあたっては実態を反映している分析を行ってほしい。
- ・ 社会福祉法人の事業と言っても、例えば介護と措置とは性格が異なるのだから、分類の仕方を検討する必要がある。
- ・ 分析結果の公表にあたり、平均を用いる場合は注意が必要。収益や報酬など一部の法人で極端な値が出ると、平均が引きずられる。全体の分布を見て、どういう表示の仕方が適切か検討する必要がある。
- ・ 情報活用の前提として、正しい情報が法人から上がってくる必要がある。そのためには、都が考えていることを法人や区市に丁寧に説明して、決算書や現況報告書を間違いなく作成してもらうことが必要ではないか。